地方税法施行規則第１０条の７の３第１項第４号の証明に関する取扱要綱

第１条　この要綱は、「地方税法施行規則第１０条の７の３第１項第４号に規定する証明事務の取扱いについて」（平成２０年５月２８日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及び老健局計画課事務連絡）に基づき、地方税法施行規則（昭和２９年５月１３日総理府令第２３号）第１０条の７の３第１項第４号に規定する証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

第２条　この要綱で対象とするのは、地方税法施行令（昭和２５年７月３１日政令第２４５号）第４９条の１５第２項第１０号に定めるもののうち、社会福祉法（昭和２６年３月２９日法律第４５号）第２条第３項第４号の２に掲げる事業の用に供している固定資産を所有し、認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織され、営利を目的としない法人とする。

第３条　証明を受けようとする法人は別紙様式「証明願」２部（一部は証明書交付用）に以下の書類各１部を添付し、福島県保健福祉部障がい福祉課へ申請しなければならない。

一　障害福祉サービス事業者指定通知等の写し

二　会員（社員）名簿

三　定款の写し

四　直近の予算書または決算書の写し

五　法人役員に係る登記事項証明書の写し

六　対象となる固定資産に係る登記事項証明書の写し

　七　その他参考となる資料

なお、原本証明を行う書類が複数頁にわたる場合は、割印をすること。

２　証明書の交付については、福島県証明事務手数料条例（平成２３年３月１８日福島県条例第３号。以下、「条例」という）第２条第３項の規定により、手数料を徴収するものとする。また、その料金及び納付方法については、条例第３条及び第４条の規定により、１通あたり３００円を福島県収入証紙で納付するものとする。

３　郵送により証明書の交付を受けようとする者は、必要な金額の郵便切手を貼付した返信用封筒を申請と同時に提出しなければならない。

第４条　知事は前条の申請内容が適正である場合は、「地方税法施行規則第１０条の７の３第１項第４号に係る証明書」（証明願（証明書交付用））を交付するものとする。

第５条　収入証紙に係る取扱いについては、福島県財務規則施行通達（昭和４１年６月２４日総務部長依命通達）第３８条関係の４によるものとする。

　附　則

　この要綱は平成２７年１月２８日から施行する。

附　則

　　この要綱は平成２８年７月　６日から施行する。